

第5編 計画の推進

第1章 計画の推進体制

1 障害者施策推進体制の強化

障害者施策は、福祉や保健、医療等の分野だけでなく、住宅、交通、まちづくりといった生活環境全般の幅広い範囲で、障害の状況やライフステージに応じた総合的なきめ細かい取組が必要となります。

障害のある人の多様なニーズに応じて、これらの各種サービスが総合的に提供できるようサービス提供事業者、医療機関、関係機関の連携を強化していくことが必要です。

このため、障害のある人、障害のある人の団体、障害福祉サービス事業者、学識経験者、医療・福祉・雇用・教育の関係機関、その他関係団体からなる津山市障害者施策推進審議会及び津山地域自立支援協議会から幅広く専門的な意見を聴取し、計画の推進を図ります。

2 障害のある人、市民及び関係機関との協働

障害のある人が安心して、地域社会で生活していける共生社会を実現するために、各施策を効果的に実施していく必要があります。

そのためには、市民の協力はもとより、市と関係機関（福祉施設、福祉サービス事業者、教育機関、医療機関、ボランティア団体、障害のある人の団体、その他団体等）などとの連携は不可欠であることはもちろん、地域社会と関係機関との連携を図り、支援を行っていくことで障害者施策の推進を図ります。

また、障害者施策の広報による一層の周知に努め、障害のある人も含めた市民の主体的な参画を促進するとともに、障害のある人やその家族に障害福祉サービス等の周知を重ねることにより、各種サービスの積極的な利用を促進します。

3 広域での協働

本計画の推進にあたっては、広域的な視点で取り組んでいくことも必要であり、国や県及び近隣の市町村等との連携を図り、障害者施策の取組やサービスの提供を行います。

4 計画の推進状況の管理

計画内容の着実な実現を図るため、全庁的な取組により、施策を推進していくとともに、津山市障害者施策推進審議会及び津山地域自立支援協議会を中心に、計画の進捗状況等の点検並びに評価を行い、計画を推進してまいります。